

検査機器共同利用委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」という。)

受託者 医療法人社団博翔会桃泉園北本病院（以下「乙」という）とは、検査の委託に関し
次の通り契約を締結する。

(目的)

第1条 地域の医療機関との連携を図り共同機器を利用することで、地域におけるニーズに対応することを目的とする。

(概要)

第2条 検査の委託契約内容は、次の各号によるものとする。

- 甲は、検査の実施について乙に委託し、乙はこれを委託するものとする。
- 甲は、検査の実施に辺り検査当日の予約をとり、患者に説明をおこなう。
- 乙は、受託した検査を行い、その検査データ等を甲に渡す。

(受託検査の種類)

第3条 委託検査の種類は次のとおりとする。

- X線CT撮影
- MRI撮影
- 骨塩定量検査

(契約期間)

第4条 この契約の期間は 西暦 年 月 日 より1年間とする。

また、契約満了1か月前までに双方から契約終了の申し入れがない限り本契約は自動更新されるものとする。

(検査料金)

第5条 この契約にかかる検査料金は、乙が甲に請求する費用の額（以下「利用料」という）は別紙のとおり定める。出力媒体はCD-Rとする。

(検査結果の疑義)

第6条 検査結果に疑義がある場合は、次の各号により処理するものとする。

- 甲は検査結果受領後7日以内にその内容を乙に通知しなければならない。
- 乙は、全号の通知を受けたときは甲と協議の上、再検査、その他の適切な処理を行わなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、次の事に該当するときにはこの契約を解除することができる。

- 1、甲又は乙がこの契約に違反したとき
- 2、乙において、受託業務の遂行が著しく困難になったとき
- 3、健康保険法の改正により委託業務が困難となったとき

(検査実施中の事故責任)

第8条 検査実施中（開始から終了まで）に不慮の事故等が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

(検査料金の請求)

第9条 乙は、原則として当月末に1か月の検査料金を取りまとめて翌月10日迄に甲に請求するものとし、甲は請求を受理した月の翌月末までに乙の指定する口座に振り込むものとする。

(個人情報)

第10条 乙は、本契約に基づいて検査を実施する為に知り得た患者の個人情報について、検査目的以外に使用しないものとする。もし、乙により個人情報が漏洩した場合は乙はその責任を負うものとする。

(協 議)

第11条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度甲・乙協議の上解決するものとする。

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通保持する。

西暦 年 月 日

甲

乙 住 所 埼玉県北本市深井3-75
医療機関名 医療法人社団博翔会桃泉園北本病院
理事長 赤柴 恒人